

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		禁止行為の解除承認
根拠条例・規則等名		さいたま市火災予防条例
条 項		第 3 3 条 第 1 項
所 管 部 課		消防局 予防部 査察指導課 (電話 : 048-833-7038)
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	「さいたま市火災予防条例第 3 3 条の運用に関する要綱」に定める審査基準による。
	設定等年月日	平成 1 3 年 5 月 1 日設定 平成 2 6 年 4 月 1 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	1 0 日
	設定等年月日	平成 1 3 年 5 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		